

令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

令和元年11月19日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化や急速な高齢化、働き方及びライフコースの多様化、グローバル化の加速やデジタル化の急速な進展など**経済社会構造が大きく変化**する中で、**地方税制もその変化に対応していくことが求められており、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくべき。**

第二 令和2年度税制改正等への対応

地方法人課税

- 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年、外形標準課税として定着。送配電事業は規制料金・地域独占が残り、見直す理由はないこと、**発電事業が多大な行政サービスを受**益している状況に**変わりがないこと、現時点で競争圧力が不十分等**とし2020年度以降も全国全てのエリアで小売(低圧)の経過措置規制料金が存続すること、**電源立地都道府県等への大幅な減収の影響等**を踏まえれば、**収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべき。**
- **地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)**について税額控除割合を拡大する場合には、地方税と国税が協調して企業のインセンティブ効果を高めるよう、検討を進めるべき。

ゴルフ場利用税

- 18歳未満及び70歳以上の者等の非課税措置が既に設けられており、ゴルフ人口の裾野拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされていることから、**非課税措置を拡充することは不相当であり、引き続き、現行制度を堅持すべき。**

固定資産税

- **所有者不明土地等の課題**に対し、政府全体として取組を進める中、**固定資産税の課税実務においても所有者情報の把握の円滑化等の課題があり、これらについて早急な対応が必要。**
- 特に、納税義務者が死亡し、相続登記がなされていない場合における「**現に所有している者**」(相続人)を把握する手段の充実や、**固定資産の所有者が一人も明らかでない場合における課税の公平性の確保の観点からの課題について、制度的な対応が必要。**
- 今後とも、政府の取組と歩調を合わせつつ、必要な所有者情報の提供等、所有者不明土地等への課題解決に向けた関係行政機関と連携を深めていくべき。

地方税の電子化の推進

- **地方税共通納税システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化を進めていく必要。**同システムの対象税目拡大については、納税者等の要望や地方自治体の業務効率化・省力化の効果などを踏まえて、優先順位をつけて検討する必要。